

令和4年（2022年）

旭川市議会議案

第2回定例会

令和4年6月6日開会

令和4年 月 日閉会

4・2定

議案第 1 号

令和4年度旭川市一般会計補正予算について

令和4年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和4年6月6日提出

旭川市長 今津寛介

---

4・2定

議案第 2 号

令和4年度旭川市一般会計補正予算について

令和4年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和4年6月6日提出

旭川市長 今津寛介

令和4年度旭川市水道事業会計補正予算について

令和4年度旭川市水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和4年6月6日提出

旭川市長 今津寛介

---

公立大学法人旭川市立大学に係る重要な財産を定める条例の制定について

公立大学法人旭川市立大学に係る重要な財産を定める条例を次のように定める。

令和4年6月6日提出

旭川市長 今津寛介

公立大学法人旭川市立大学に係る重要な財産を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項及び第44条第1項の規定に基づき、公立大学法人旭川市立大学に係る重要な財産を定めるものとする。

(法第6条第4項の重要な財産であって条例で定めるもの)

第2条 法第6条第4項の重要な財産であって条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 旭川市からの出資に係る財産
- (2) 旭川市からの支出に係る財産であって、法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、当該申請の日におけるその額）が50万円以上のもの

(法第44条第1項の条例で定める重要な財産)

第3条 法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあっては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、公立大学法人旭川市立大学の成立の日から施行する。

(説 明)

公立大学法人旭川市立大学に係る重要な財産を定めるために、この条例を制定しようとするものである。

旭川市公立大学法人評価委員会条例の制定について

旭川市公立大学法人評価委員会条例を次のように定める。

令和4年6月6日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市公立大学法人評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第4項の規定に基づき、旭川市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、経営又は教育研究に関し学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

2 特別の事務を処理させるため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事務の処理が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事務について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

旭川市公立大学法人評価委員会に関し必要な事項を定めるために、この条例を制定しようとするものである。

旭川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月6日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市営住宅条例の一部を改正する条例

旭川市営住宅条例（昭和54年旭川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第1条第3号に規定する所得」を「第1条第4号に規定する所得」に改める。

第4条第1項第1号中「同じ。）」を「同じ。）」（特定公共賃貸住宅にあつては、特優賃法施行規則第1条第1号に規定する同居親族等。以下同じ。）」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の旭川市営住宅条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第6号の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 施行日前に入居の申込みをした者に係る入居者資格については、改正後の条例第4条第1項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（説 明）

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、旭川市営住宅条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月6日提出

旭川市長 今津 寛 介

旭川市都市公園条例の一部を改正する条例

旭川市都市公園条例（昭和32年旭川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表(5)東光スポーツ公園施設の項中

「

	4月20日から10月20日まで	
球技場		午前6時から午後9時まで

」を

「

	4月20日から10月20日まで	
球技場		午前6時から午後9時まで
硬式兼軟式テニスコート		午前6時から午後6時 (6月1日から9月30日までにあつては、午後7時)まで

」に改め

る。

別表(6)東光スポーツ公園施設の項中

ワイヤレスマイク一式	午前・午後		
	早朝・夜間1時間につき	290円	590円

ワイヤレスマイク一式	午前・午後			
	早朝・夜間1時間につき	290円	590円	
硬式兼軟式テニスコート	大人	1面1時間につき	370円	硬式兼軟式テニスコートの1面を大人と高校生以下の者が同時に使用するときは、大人の使用料を徴収する。
	高校生以下		180円	

改める。

附 則

この条例は、令和4年8月1日から施行する。

(説 明)

東光スポーツ公園硬式兼軟式テニスコートを有料公園施設とするために、旭川市都市公園条例の一部を改正しようとするものである。

負担付きの寄附を受けることについて

次の土地及び建物について、負担付きの寄附を受ける。

令和4年6月6日提出

旭川市長 今津寛介

1 土地及び建物の表示

(1) 土地

旭川市永山3条23丁目110番1外22筆（別紙のとおり）

(2) 建物

旭川市永山3条23丁目111番地50家屋番号111番50外11件（別紙のとおり）

2 寄附者

旭川市永山3条23丁目1番9号

学校法人旭川大学

3 寄附の条件

(1) 本市は、公立大学法人旭川市立大学を設立するために、1の物件を同法人に出資すること。

(2) 本市は、前号の条件を履行しなかった場合、1の物件を寄附者に返還すること。

（説 明）

公立大学法人旭川市立大学を設立するために、負担付きの寄附を受けようとするものである。

## (土 地)

所 在	地 番	地 目	地 積 (㎡)
旭川市永山3条23丁目	110番1	宅地	695.94
〃	111番50	学校用地	21,781.00
旭川市永山4条23丁目	113番4	〃	21,167.00
旭川市永山町11丁目	66番1	〃	16,804.00
〃	66番2	〃	991.00
〃	66番3	〃	907.00
〃	66番4	〃	14,876.00
旭川市東旭川町桜岡	45番3	原野	67.00
〃	48番1	〃	754.00
〃	48番2	〃	2,975.00
〃	49番1	学校用地	14,391.00
〃	49番2	〃	1,652.00
〃	49番3	原野	2,975.00
〃	50番	学校用地	6,188.00
〃	51番	〃	9,917.00
〃	52番	〃	11,900.00
〃	53番	〃	1,487.00
〃	54番	〃	16,991.00
〃	55番1	原野	7,104.00
〃	55番2	〃	16.00
〃	56番	〃	185.00
〃	57番4	〃	218.00
〃	58番1	〃	1,011.00
合 計			155,052.94

## (建 物)

旭川市永山3条23丁目111番地50に所在する建物

登記上の所在	家屋番号	種 類	構 造	面 積 (㎡)
旭川市永山3条23丁目 111番地50	111番50	体育館	鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板葺平家建	604.16
旭川市永山3条23丁目 112番地, 113番地 1, 113番地3及び 115番地7	113番1	校舎	鉄筋コンクリート 造陸屋根5階 建	5,834.41
旭川市永山3条23丁目 114番地1, 114番 地3, 115番地7及び 116番地	114番1	校舎	鉄筋コンクリート 造陸屋根3階 建	2,682.19
旭川市永山3条23丁目 114番地6	114番6	居宅	木造亜鉛メッキ 鋼板葺2階建	127.59
旭川市永山3条23丁目 115番地7	115番7	図書館・ 校舎	鉄筋コンクリート 造陸屋根4階 建	2,754.66
合 計				12,003.01

旭川市永山4条23丁目113番地4に所在する建物

登記上の所在	家屋番号	種 類	構 造	面 積 (㎡)
旭川市永山町12丁目 113番地1, 113番 地4, 115番地6及び 115番地7 (注)	113番4	校舎	鉄筋コンクリート 造陸屋根地下 1階付5階建	6,757.56
旭川市永山4条23丁目 113番地4	113番4の3	ボイラー 室	鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板葺平家建	79.20
〃	113番4の4	体育館	鉄骨・鉄筋コン クリート造亜鉛 メッキ鋼板葺陸 屋根2階建	2,083.50
〃	113番4の5	部室	コンクリートブ ロック造亜鉛 メッキ鋼板葺2 階建	379.13
合 計				9,299.39

(注) 永山4条23丁目に所在する当該建物に係る登記上の所在は、住居表示実施前の永山町12丁目である。

旭川市永山3条23丁目111番地50及び永山4条23丁目113番地4に所在する建物

登記上の所在	家屋番号	種 類	構 造	面 積 (㎡)
旭川市永山3条23丁目115番地7及び118番地1並びに永山4条23丁目115番地6, 115番地7及び118番地1	118番1	会館	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1,617.81

旭川市永山町11丁目66番地1に所在する建物

登記上の所在	家屋番号	種 類	構 造	面 積 (㎡)
旭川市永山町11丁目66番地1	66番1の2	練習所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	1,290.84

旭川市永山町11丁目66番地1及び66番地2に所在する建物

登記上の所在	家屋番号	種 類	構 造	面 積 (㎡)
旭川市永山町11丁目66番地1及び66番地2	66番1	更衣所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	343.54

財産の出資について

次の土地及び建物を出資する。

令和4年6月6日提出

旭川市長 今津寛介

1 土地及び建物の表示

(1) 土地

旭川市永山3条23丁目110番1外22筆（別紙のとおり）

(2) 建物

旭川市永山3条23丁目111番地50家屋番号111番50外11件（別紙のとおり）

2 土地及び建物の評価額

(1) 土地 681,510,000円

(2) 建物 637,460,000円

3 出資の相手方

公立大学法人旭川市立大学

（説 明）

公立大学法人旭川市立大学を設立するために、財産を出資しようとするものである。

## (土 地)

所 在	地 番	地 目	地 積 (㎡)
旭川市永山3条23丁目	110番1	宅地	695.94
〃	111番50	学校用地	21,781.00
旭川市永山4条23丁目	113番4	〃	21,167.00
旭川市永山町11丁目	66番1	〃	16,804.00
〃	66番2	〃	991.00
〃	66番3	〃	907.00
〃	66番4	〃	14,876.00
旭川市東旭川町桜岡	45番3	原野	67.00
〃	48番1	〃	754.00
〃	48番2	〃	2,975.00
〃	49番1	学校用地	14,391.00
〃	49番2	〃	1,652.00
〃	49番3	原野	2,975.00
〃	50番	学校用地	6,188.00
〃	51番	〃	9,917.00
〃	52番	〃	11,900.00
〃	53番	〃	1,487.00
〃	54番	〃	16,991.00
〃	55番1	原野	7,104.00
〃	55番2	〃	16.00
〃	56番	〃	185.00
〃	57番4	〃	218.00
〃	58番1	〃	1,011.00
合 計			155,052.94

## (建 物)

## 旭川市永山3条23丁目111番地50に所在する建物

登記上の所在	家屋番号	種 類	構 造	面 積 (㎡)
旭川市永山3条23丁目 111番地50	111番50	体育館	鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板葺平家建	604.16
旭川市永山3条23丁目 112番地, 113番地 1, 113番地3及び 115番地7	113番1	校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根5階 建	5,834.41
旭川市永山3条23丁目 114番地1, 114番 地3, 115番地7及び 116番地	114番1	校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根3階 建	2,682.19
旭川市永山3条23丁目 114番地6	114番6	居宅	木造亜鉛メッキ 鋼板葺2階建	127.59
旭川市永山3条23丁目 115番地7	115番7	図書館・ 校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根4階 建	2,754.66
合 計				12,003.01

## 旭川市永山4条23丁目113番地4に所在する建物

登記上の所在	家屋番号	種 類	構 造	面 積 (㎡)
旭川市永山町12丁目 113番地1, 113番 地4, 115番地6及び 115番地7 (注)	113番4	校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1階付5階建	6,757.56
旭川市永山4条23丁目 113番地4	113番4の3	ボイラー 室	鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板葺平家建	79.20
〃	113番4の4	体育館	鉄骨・鉄筋コン クリート造亜鉛 メッキ鋼板葺陸 屋根2階建	2,083.50
〃	113番4の5	部室	コンクリートブ ロック造亜鉛 メッキ鋼板葺2 階建	379.13
合 計				9,299.39

(注) 永山4条23丁目に所在する当該建物に係る登記上の所在は、住居表示実施前の永山町12丁目である。

旭川市永山3条23丁目111番地50及び永山4条23丁目113番地4に所在する建物

登記上の所在	家屋番号	種 類	構 造	面 積 (㎡)
旭川市永山3条23丁目115番地7及び118番地1並びに永山4条23丁目115番地6, 115番地7及び118番地1	118番1	会館	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1,617.81

旭川市永山町11丁目66番地1に所在する建物

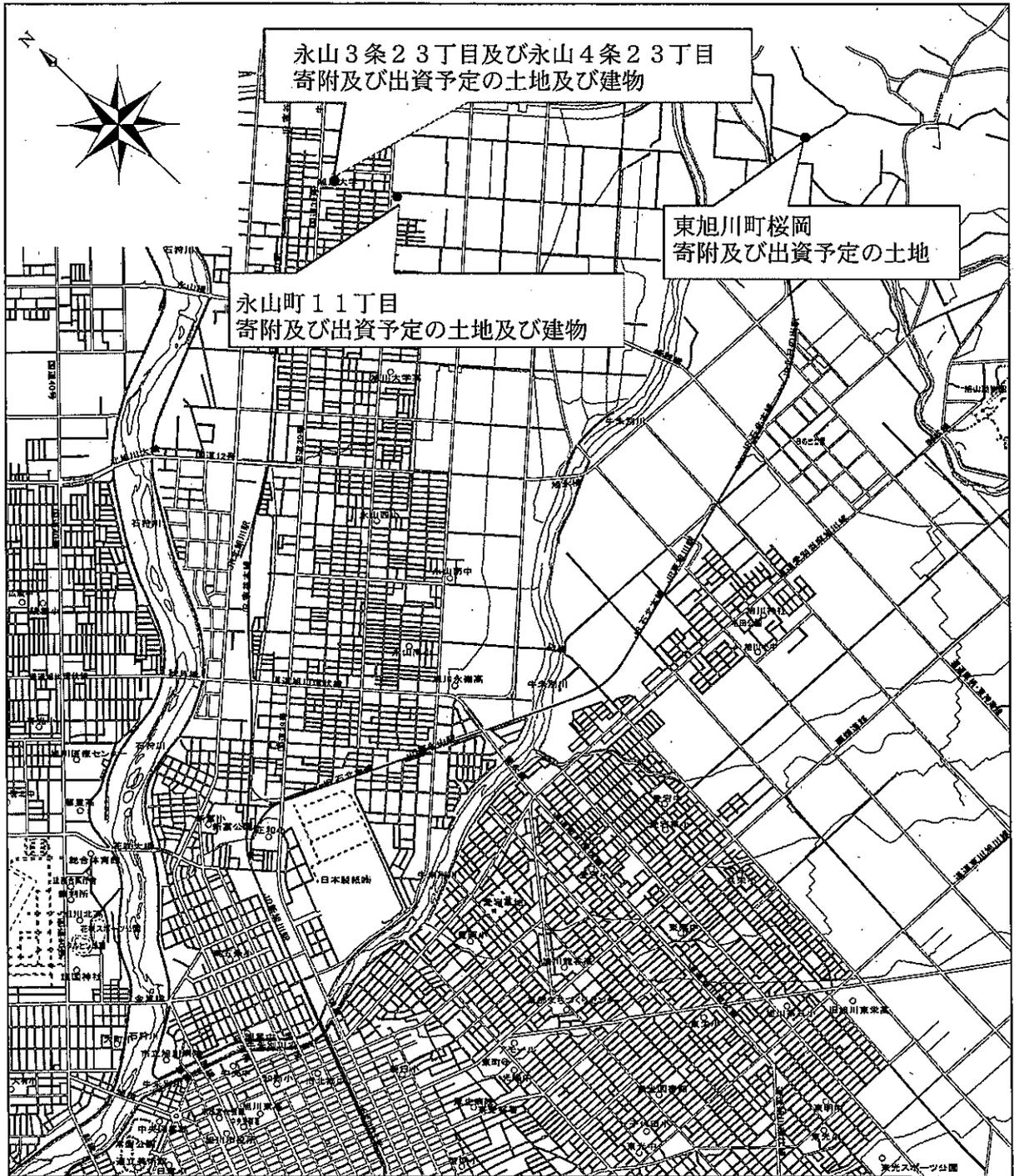
登記上の所在	家屋番号	種 類	構 造	面 積 (㎡)
旭川市永山町11丁目66番地1	66番1の2	練習所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	1,290.84

旭川市永山町11丁目66番地1及び66番地2に所在する建物

登記上の所在	家屋番号	種 類	構 造	面 積 (㎡)
旭川市永山町11丁目66番地1及び66番地2	66番1	更衣所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	343.54

議案第8号及び第9号参考図  
所在 旭川市永山3条23丁目、永山4条  
23丁目、永山町11丁目及び東旭  
川町桜岡

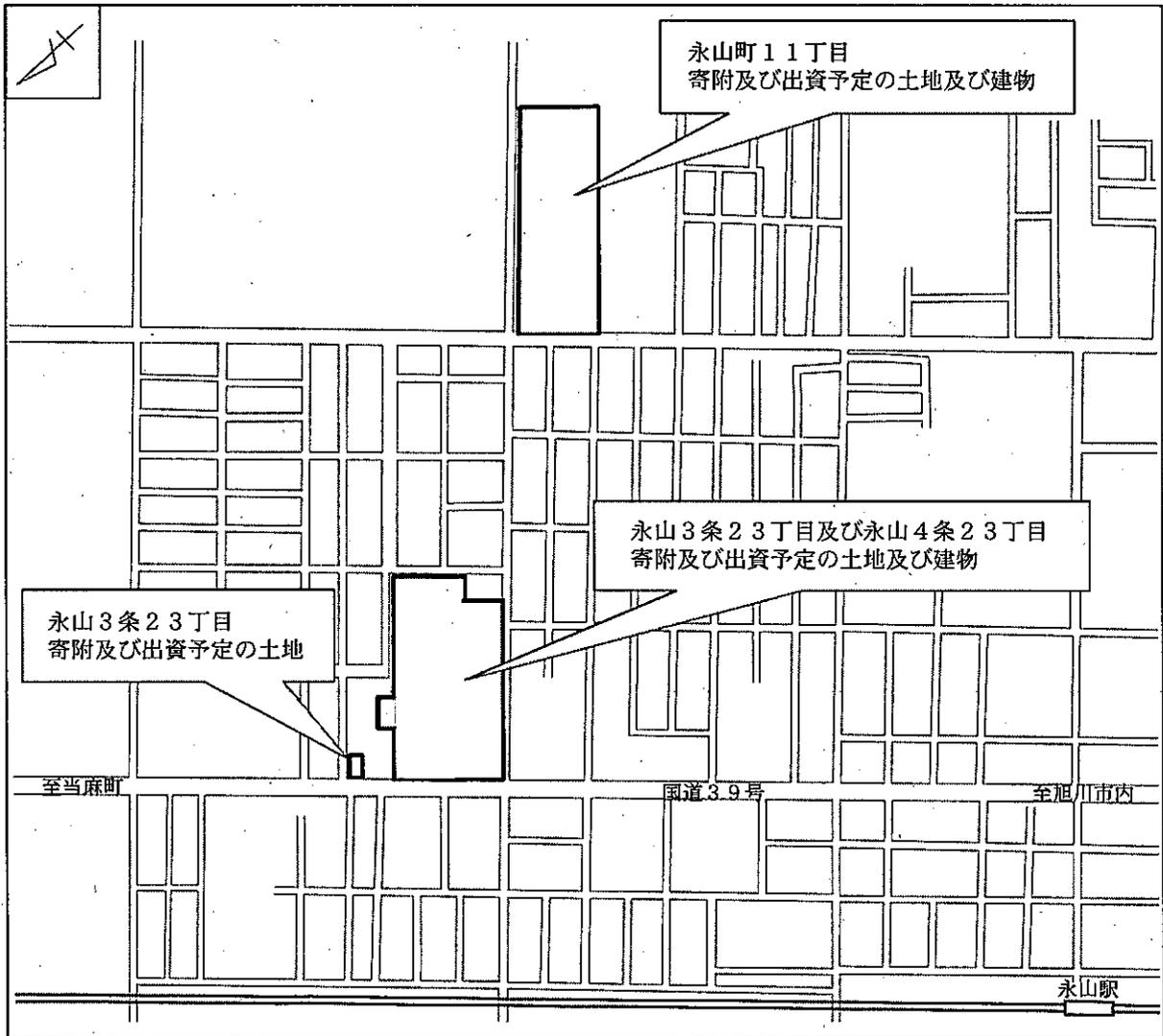
位置図  
縮尺 1:50,000



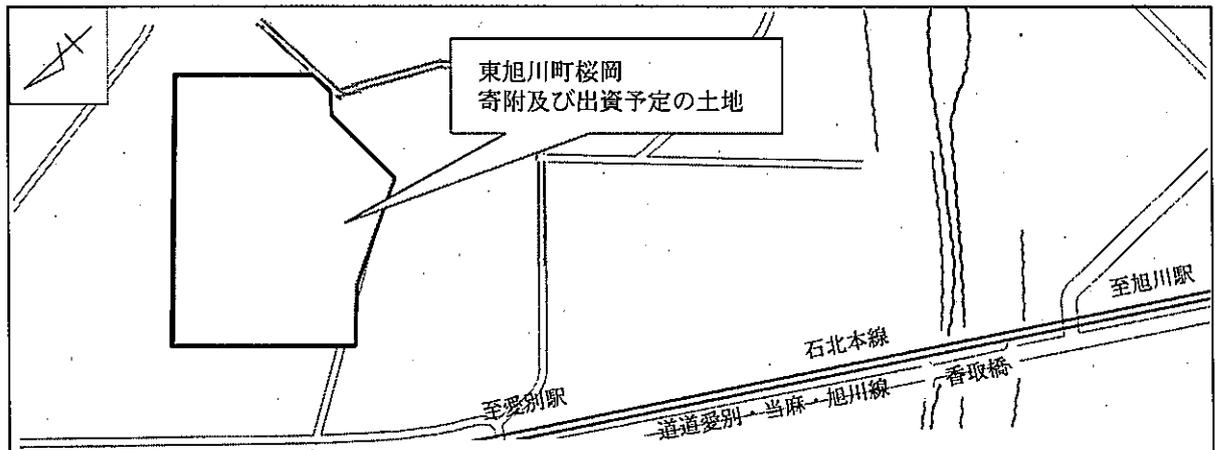
付 近 見 取 図

縮 尺 1:10,000

旭川市永山3条23丁目、永山4条23丁目及び永山町11丁目



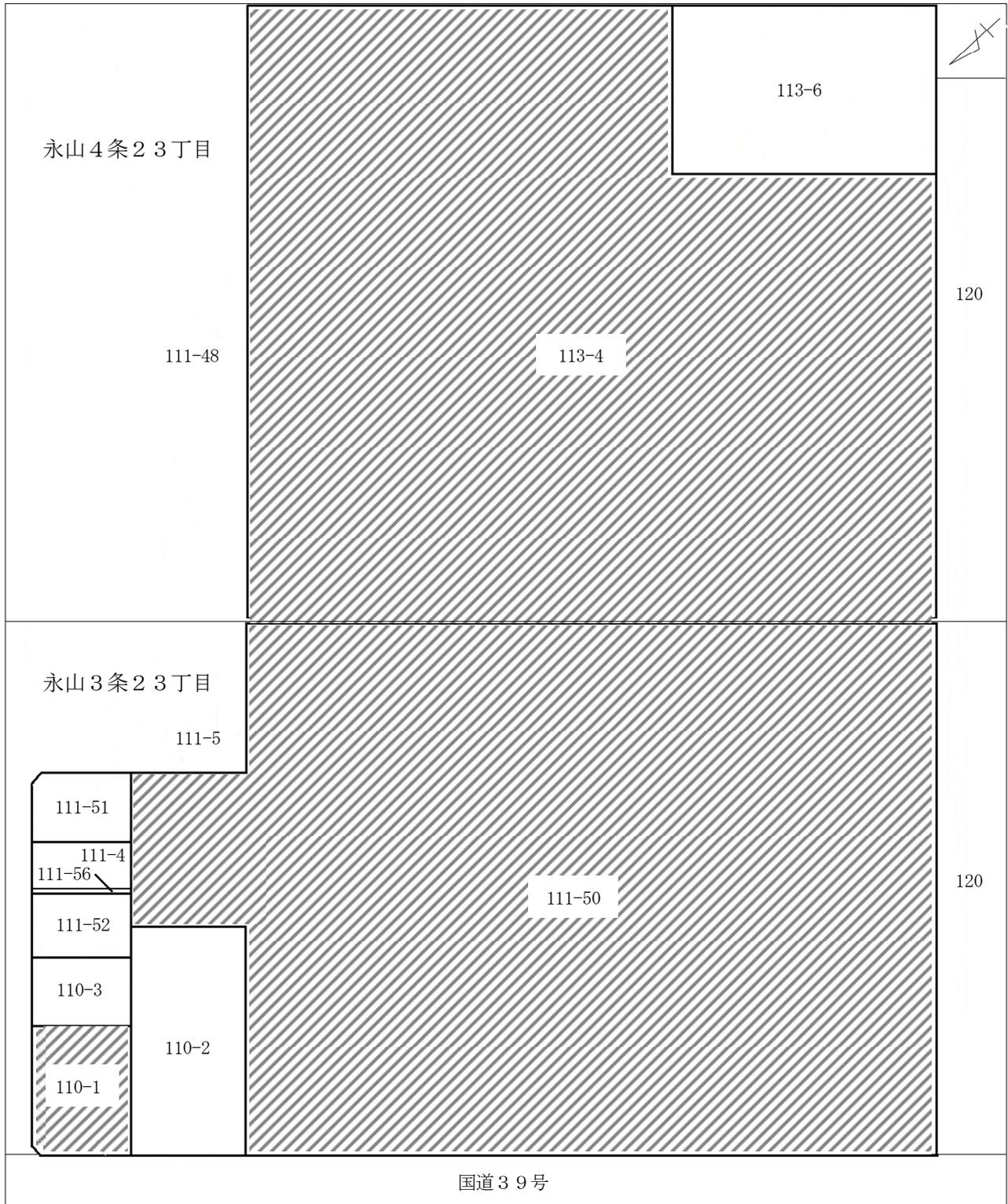
旭川市東旭川町桜岡



 寄附及び出資予定の土地 43,643.94 m<sup>2</sup>

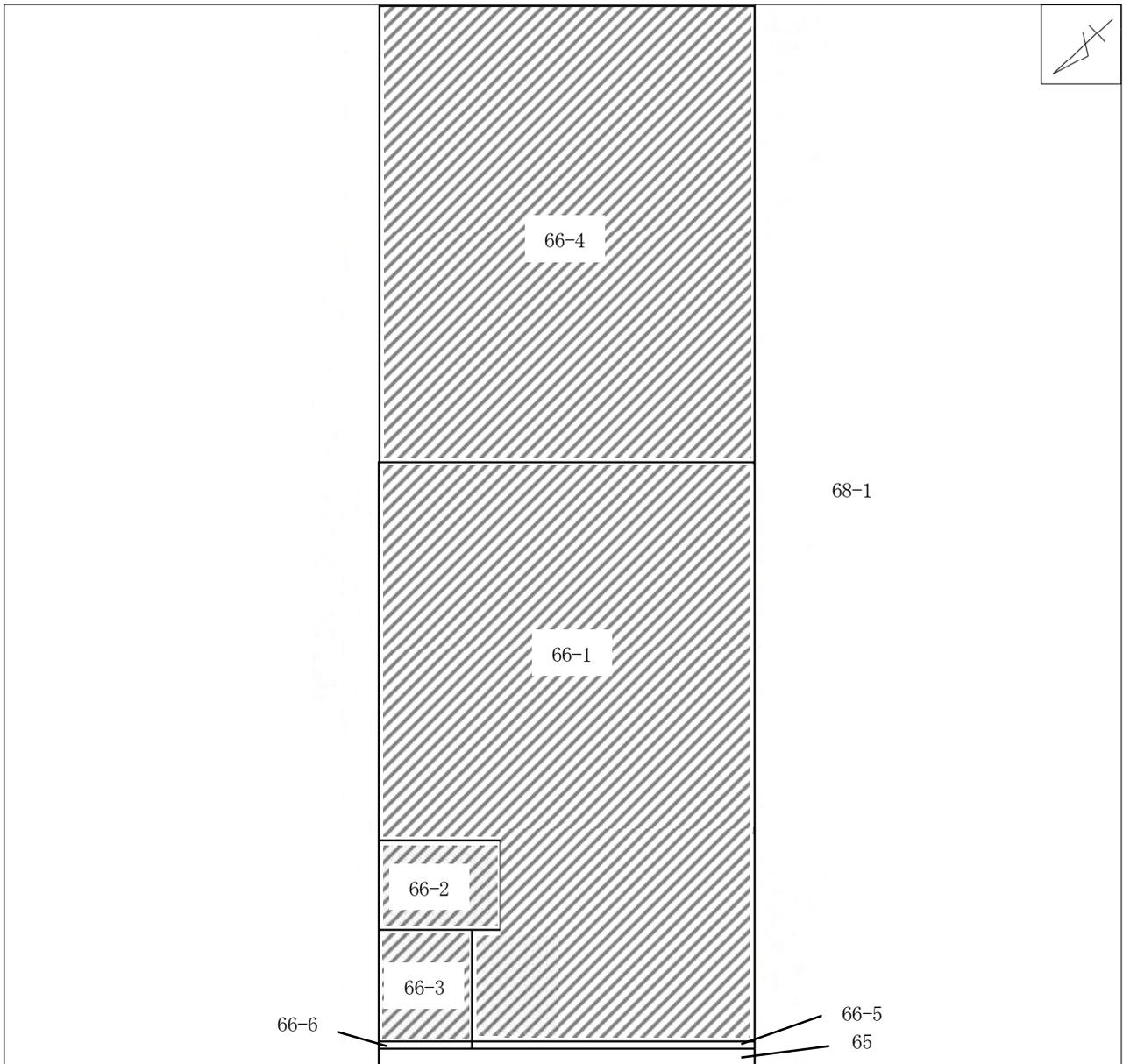
1 土地

(1) 旭川市永山3条23丁目及び永山4条23丁目 (縮尺 1:1,000)



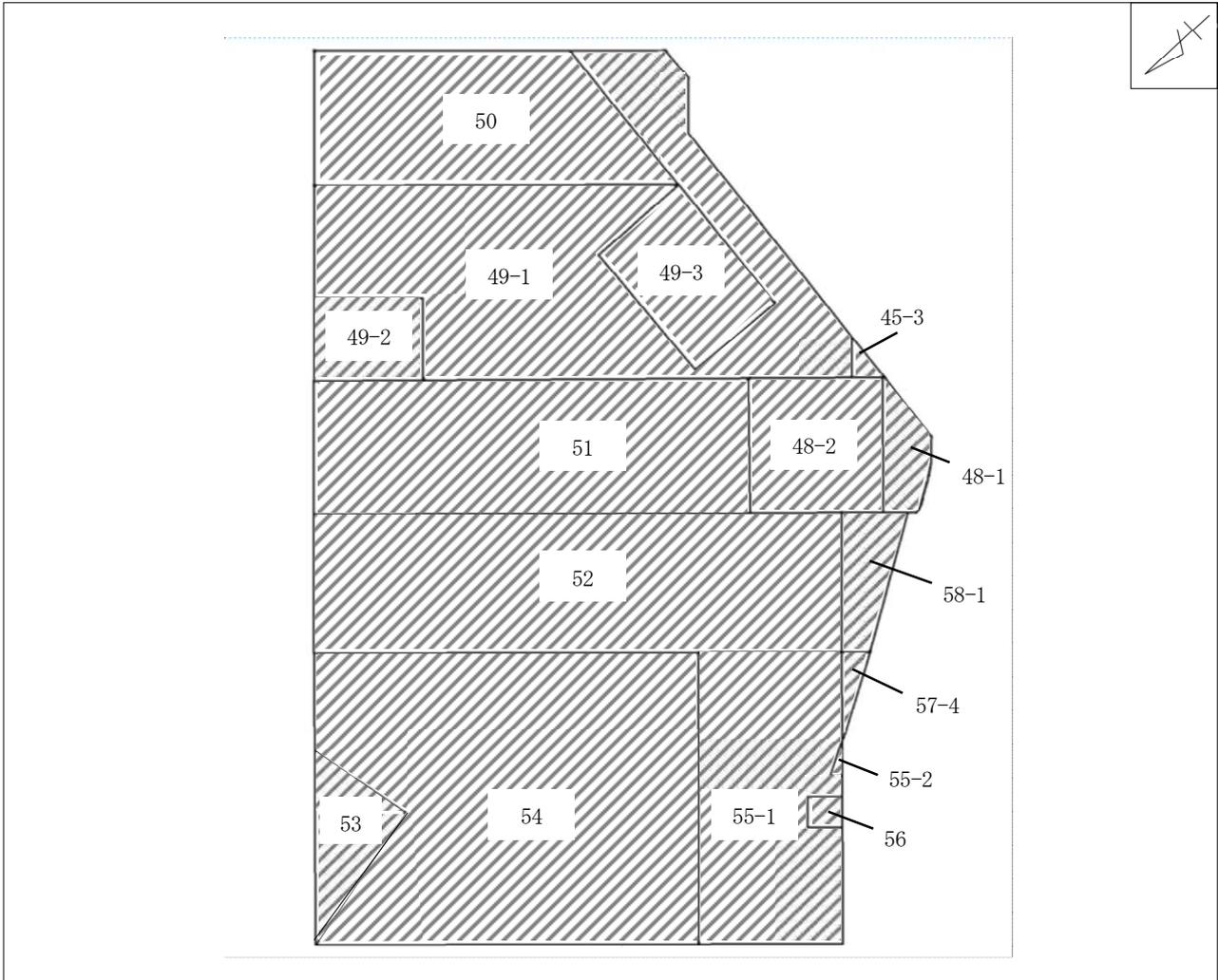
 寄附及び出資予定の土地 33,578 m<sup>2</sup>

(2) 旭川市永山町1 1丁目 (縮尺 1:2,000)



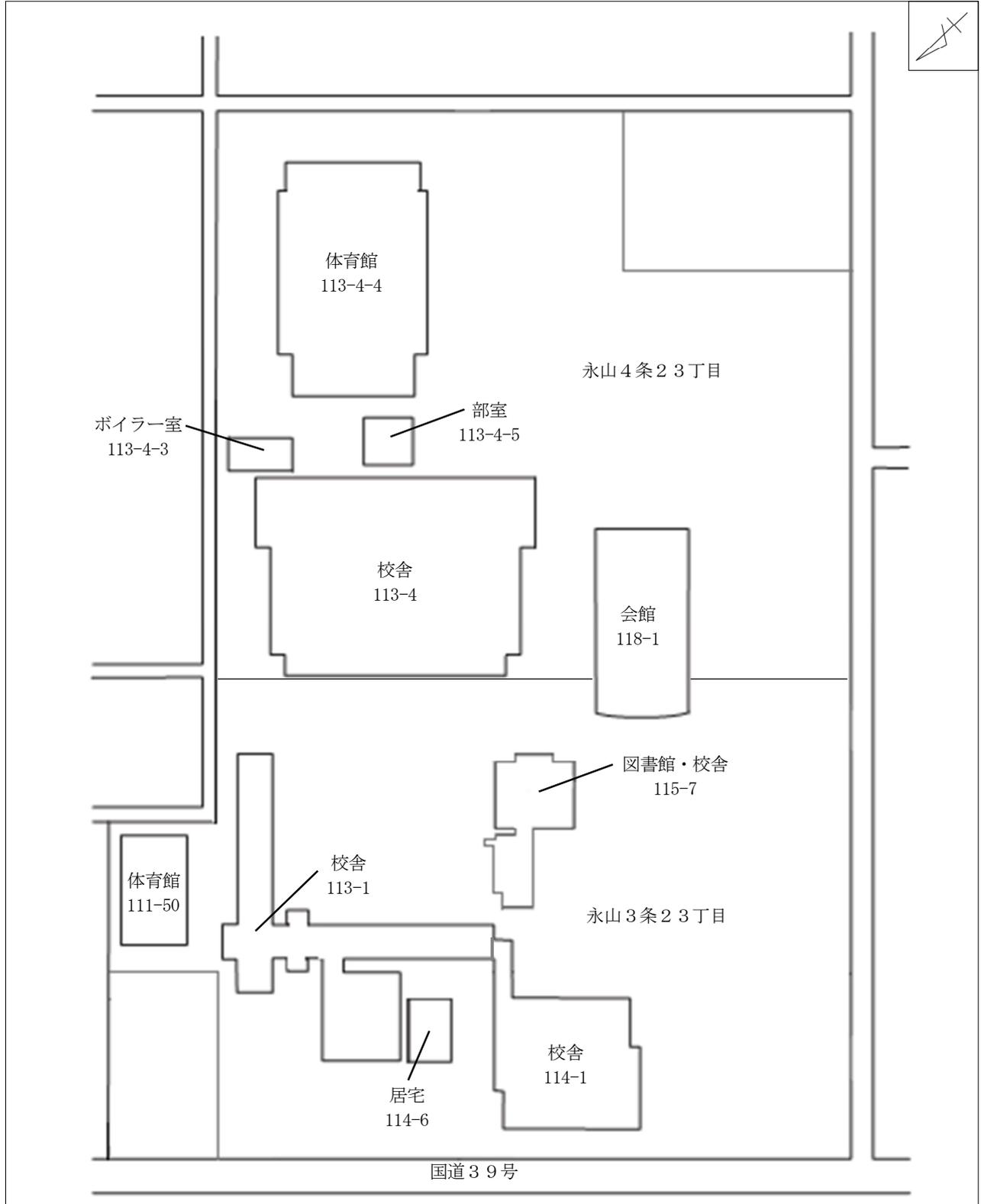
 寄附及び出資予定の土地 77,831 m<sup>2</sup>

(3) 旭川市東旭川町桜岡 (縮尺 1:3,000)



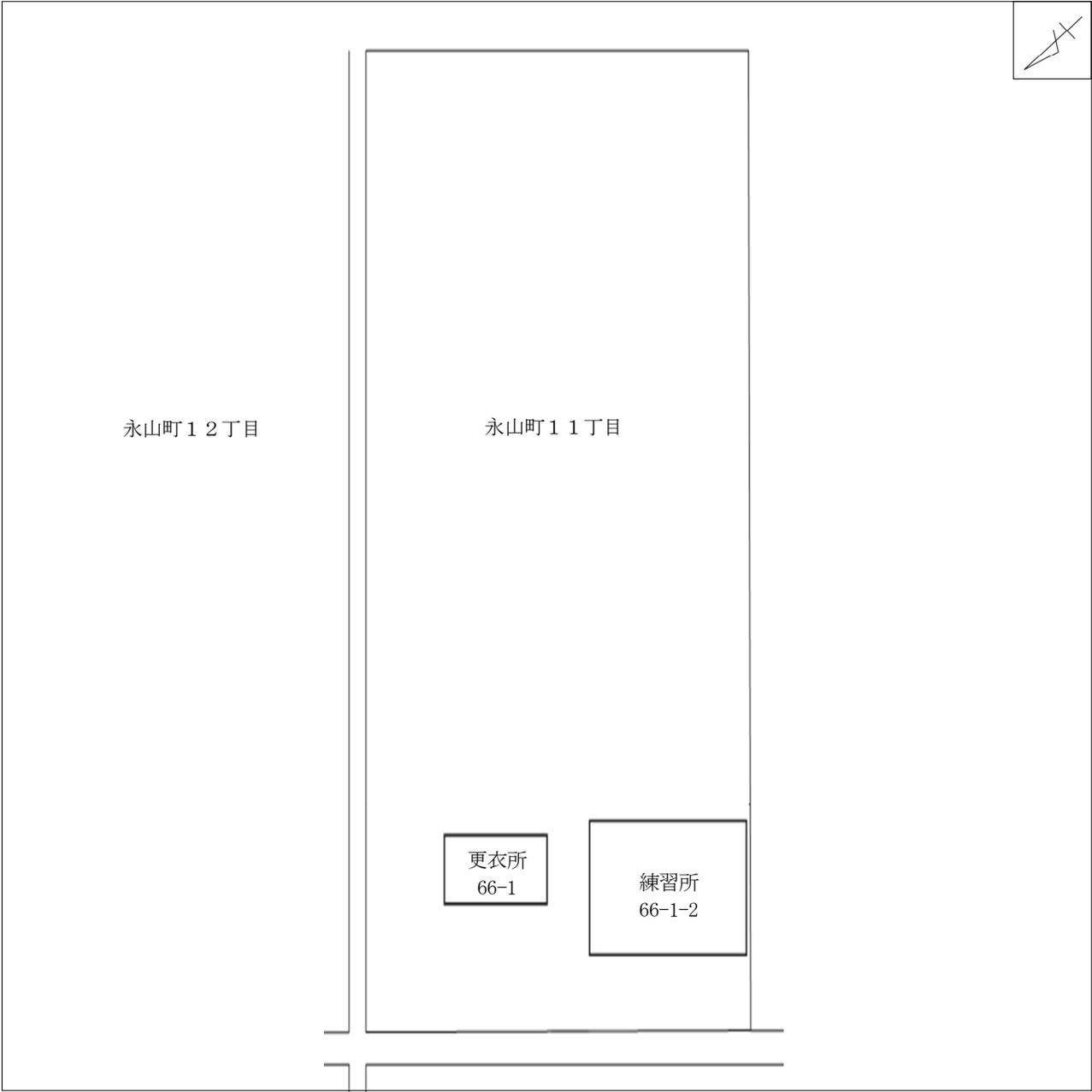
2 建物

(1) 旭川市永山3条23丁目及び永山4条23丁目（永山町12丁目）（縮尺 1:1,000）



寄附及び出資予定の建物 1,634.38 m<sup>2</sup>

(2) 旭川市永山町1 1丁目 (縮尺 1:2,000)



公立大学法人旭川市立大学定款を定めることについて

地方独立行政法人法第7条の規定により、公立大学法人旭川市立大学を設立するため、公立大学法人旭川市立大学定款を次のように定める。

令和4年6月6日提出

旭川市長 今津寛介

# 公立大学法人旭川市立大学定款

## 目次

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 役員等及び理事会

第1節 役員及び職員（第8条－第15条）

第2節 理事会（第16条－第18条）

第3章 審議機関

第1節 経営審議会（第19条－第21条）

第2節 教育研究審議会（第22条－第24条）

第4章 業務の範囲及び執行（第25条・第26条）

第5章 資本金等（第27条・第28条）

第6章 雑則（第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、豊かな人間性と国際的な視野を有し自律した人材を育成するとともに、創造と実践で時代を切り拓き、知の拠点として地域社会に貢献することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人旭川市立大学（第19条第2項第4号を除き、以下「法人」という。）とする。

（大学の設置）

第3条 第1条の目的を達成するため、法人が設置する大学（以下「市立大学」という。）は、次のとおりとする。

名 称	所在地
旭川市立大学	旭川市
旭川市立大学短期大学部	旭川市

(設立団体)

第4条 法人の設立団体は、旭川市とする。

(事務所の所在地)

第5条 法人は、事務所を旭川市に置く。

(法人の種別)

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、旭川市の事務所及び法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第2章 役員等及び理事会

### 第1節 役員及び職員

(役員)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事6人以内及び監事2人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第18条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、あらかじめ第16条第1項の理事会の議を経なければならない。

3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

4 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

5 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

6 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

7 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、旭川市の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

8 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

9 監事は、法人が次に掲げる書類を旭川市長（以下「市長」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 法第13条第6項第1号に規定する法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並び

に報告書その他の総務省令で定める書類

(2) その他旭川市の規則で定める書類

10 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は市長に意見を提出することができる。

(理事長等への報告義務)

第10条 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法、他の法令、旭川市の条例若しくは規則若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、市長に報告しなければならない。

(理事長等の任命)

第11条 理事長及び監事は、市長が任命する。

2 理事は、理事長が任命する。

3 理事長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者（以下「学外者」という。）が含まれるようにしなければならない。

(学長の任命)

第12条 市立大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長と別に任命するものとし、市立大学の全部について学長となるものとする。

2 学長を選考するため、市立大学ごとに学長選考会議を置く。

3 学長の任命は、学長選考会議の選考に基づき、理事長が行う。この場合において、各市立大学に係る学長選考会議の選考の結果が一致しないときは、これらの学長選考会議の代表者で構成する会議の選考に基づき行う。

4 学長は、副理事長となるものとする。

5 次の各号に掲げる学長選考会議は、それぞれ当該各号に掲げる者及び人数で組織する。

(1) 旭川市立大学に置く学長選考会議 次に掲げる者の区分に応じ当該区分に掲げる人数

ア 第19条第1項に規定する経営審議会の委員（第22条第1項に規定する教育研究審議会の委員である者を除く。）の中から当該経営審議会において選出された者 3人

イ 第22条第1項に規定する教育研究審議会（旭川市立大学に係るものに限る。）の委員（学長を除く。）の中から当該教育研究審議会において選出された者 3人

(2) 旭川市立大学短期大学部に置く学長選考会議 次に掲げる者の区分に応じ当該区分に掲げる人数

ア 第19条第1項に規定する経営審議会の委員（第22条第1項に規定する教育研究審議会の委員である者を除く。）の中から当該経営審議会において選出された者 3人

イ 第22条第1項に規定する教育研究審議会（旭川市立大学短期大学部に係るものに限る。）の委員（学長を除く。）の中から当該教育研究審議会において選出された者 3人

6 学長選考会議に議長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

7 議長は、学長選考会議を主宰する。

8 この条に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

（役員任期）

第13条 理事長の任期は、4年とする。

2 副理事長の任期は、法人の規程で定める学長の任期によるものとする。

3 理事の任期は、4年とする。

4 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

5 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

6 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に学外者であったときの第11条第3項の規定の適用については、その再任の際現に学外者であるものとみなす。

（役員解任）

第14条 市長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が法第16条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 市長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、市長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき、その役員を解任することができる。

4 理事長は、前2項の規定により第12条第4項の規定に基づき副理事長となる学長を解任する場合には、同条第2項の規定により市立大学ごとに置かれた全ての学長選考会議の申出により行うものとする。

(職員の任命等)

第15条 職員は、理事長が任命する。

2 理事長が市立大学の副学長、学部長その他地方独立行政法人法施行令(平成15年政令第486号)第22条に規定する部局の長及び法第73条に規定する教員を任命し、免職し、又は降任するときは、学長の申出に基づき行うものとする。

## 第2節 理事会

(設置及び構成)

第16条 法人に、法人の重要事項を議決する機関として、理事会を置く。

2 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって組織する。

(招集及び議事)

第17条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して理事会の開催の要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

3 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 議長は、理事会を主宰する。

5 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第18条 理事会は、次に掲げる事項を審議し、及び議決する。

- (1) 中期目標(法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。)についての意見(法人が法第78条第3項の規定により市長に述べる意見をいう。以下同じ。)並びに中期計画(法第26条第1項に規定する中期計画をいう。以下同じ。)及び年度計画(法第27条第1項に規定する年度計画をいう。以下同じ。)に関する事項
- (2) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

- (4) 大学，学部，学科その他の重要な組織の設置，変更又は廃止に関する事項
- (5) 職員の人事の方針及び基準に関する事項
- (6) 学則その他の重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (7) 前各号に掲げる事項のほか，理事会が定める重要事項

### 第3章 審議機関

#### 第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第19条 法人に，法人の経営に関する重要事項を審議する機関として，経営審議会を置く。

2 経営審議会は，次に掲げる委員10人以内で構成する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事長が指名する理事又は職員
- (4) 学外者であつて，法人の経営に関し広く，かつ，高い識見を有するもののうちから，理事長が任命する者

3 委員の任期は，2年とする。ただし，法人の役員である委員の任期は，当該役員の任期とする。

4 補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

5 委員は，再任されることができる。

(招集及び議事)

第20条 経営審議会は，理事長が招集する。

2 理事長は，委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して経営審議会の開催の要求があつたときは，経営審議会を招集しなければならない。

3 経営審議会に議長を置き，理事長をもって充てる。

4 議長は，経営審議会を主宰する。

5 経営審議会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。

6 経営審議会の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(審議事項)

第21条 経営審議会は，次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見並びに中期計画及び年度計画に関する事項のうち，法人の経営

に関するもの

- (2) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、法人の経営に関する重要事項

## 第2節 教育研究審議会

（設置及び構成）

第22条 法人に、市立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、市立大学ごとに教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会の委員の定数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 旭川市立大学 13人以内
- (2) 旭川市立大学短期大学部 8人以内

3 教育研究審議会は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長（旭川市立大学に置く教育研究審議会にあつては、当該大学の副学長、旭川市立大学短期大学部に置く教育研究審議会にあつては、当該短期大学部の副学長）
- (3) 学長が指名する理事又は職員
- (4) 学部、学科その他の教育研究上の重要な組織の長のうちから、学長が指名する者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、前項各号に掲げる委員（第3号に掲げる職員を除く。）の任期は、当該職の任期とする。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

（招集及び議事）

第23条 教育研究審議会は、学長が招集する。

2 学長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して教育研究審

議会の開催の要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

- 3 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 4 議長は、教育研究審議会を主宰する。
- 5 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 教育研究審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第24条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見並びに中期計画及び年度計画に関する事項のうち、市立大学の教育研究に関するもの
- (2) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、市立大学の教育研究に関するもの
- (3) 学則（市立大学の教育研究に関する部分に限る。）その他の市立大学の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員の人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他の学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) 前各号に掲げる事項のほか、市立大学の教育研究に関する重要事項

#### 第4章 業務の範囲及び執行

(業務の範囲)

第25条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外のものから委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外のものとの連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 市立大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

(6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第26条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

## 第5章 資本金等

(資本金)

第27条 法人の資本金の額は、旭川市が出資する別表第1に掲げる土地及び別表第2に掲げる建物について、出資の日現在における時価を基準として旭川市が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第28条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を旭川市に帰属させる。

## 第6章 雑則

(委任)

第29条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(最初の学長の任命に関する特例)

2 市立大学の設置後最初に行われる学長の任命については、第12条第3項の規定にかかわらず、学長選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、理事長が任命する。

(最初の学長の任期に関する特例)

3 市立大学の設置後最初の学長の任期は、第13条第2項の規定にかかわらず、4年とする。

別表第1（第27条関係）

所 在	地 番	地 目	地 積 (㎡)
旭川市永山3条23丁目	110番1	宅地	695.94
〃	111番50	学校用地	21,781.00
旭川市永山4条23丁目	113番4	〃	21,167.00
旭川市永山町11丁目	66番1	〃	16,804.00
〃	66番2	〃	991.00
〃	66番3	〃	907.00
〃	66番4	〃	14,876.00
旭川市東旭川町桜岡	45番3	原野	67.00
〃	48番1	〃	754.00
〃	48番2	〃	2,975.00
〃	49番1	学校用地	14,391.00
〃	49番2	〃	1,652.00
〃	49番3	原野	2,975.00
〃	50番	学校用地	6,188.00
〃	51番	〃	9,917.00
〃	52番	〃	11,900.00
〃	53番	〃	1,487.00
〃	54番	〃	16,991.00
〃	55番1	原野	7,104.00
〃	55番2	〃	16.00
〃	56番	〃	185.00
〃	57番4	〃	218.00
〃	58番1	〃	1,011.00
合 計			155,052.94

別表第2（第27条関係）

旭川市永山3条23丁目111番地50に所在する建物

登記上の所在	家屋番号	種 類	構 造	面 積 (㎡)
旭川市永山3条23丁目 111番地50	111番50	体育館	鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板葺平家建	604.16
旭川市永山3条23丁目 112番地, 113番地 1, 113番地3及び 115番地7	113番1	校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根5階 建	5,834.41
旭川市永山3条23丁目 114番地1, 114番 地3, 115番地7及び 116番地	114番1	校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根3階 建	2,682.19
旭川市永山3条23丁目 114番地6	114番6	居宅	木造亜鉛メッキ 鋼板葺2階建	127.59
旭川市永山3条23丁目 115番地7	115番7	図書館・ 校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根4階 建	2,754.66
合 計				12,003.01

旭川市永山4条23丁目113番地4に所在する建物

登記上の所在	家屋番号	種 類	構 造	面 積 (㎡)
旭川市永山町12丁目 113番地1, 113番 地4, 115番地6及び 115番地7 (注)	113番4	校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1階付5階建	6,757.56
旭川市永山4条23丁目 113番地4	113番4の3	ボイラー 室	鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板葺平家建	79.20
〃	113番4の4	体育館	鉄骨・鉄筋コン クリート造亜鉛 メッキ鋼板葺陸 屋根2階建	2,083.50
〃	113番4の5	部室	コンクリートブ ロック造亜鉛 メッキ鋼板葺2 階建	379.13
合 計				9,299.39

(注) 永山4条23丁目に所在する当該建物に係る登記上の所在は、住居表示実施前の永山町12丁目である。

旭川市永山3条23丁目111番地50及び永山4条23丁目113番地4に所在する建物

登記上の所在	家屋番号	種類	構造	面積 (㎡)
旭川市永山3条23丁目115番地7及び118番地1並びに永山4条23丁目115番地6, 115番地7及び118番地1	118番1	会館	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1,617.81

旭川市永山町11丁目66番地1に所在する建物

登記上の所在	家屋番号	種類	構造	面積 (㎡)
旭川市永山町11丁目66番地1	66番1の2	練習所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	1,290.84

旭川市永山町11丁目66番地1及び66番地2に所在する建物

登記上の所在	家屋番号	種類	構造	面積 (㎡)
旭川市永山町11丁目66番地1及び66番地2	66番1	更衣所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	343.54

財産の取得について

次の車両を買収する。

令和4年6月6日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- |               |  |
|---------------|--|
| 1 車両の種類及び数量   | 除雪グレーダ 1台                              |
| 2 買 収 価 格     | 42,130,000円                            |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市東鷹栖2線11号2537番地<br>日本キャタピラー合同会社旭川営業所 |

(説 明)

除排雪に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の車両を買収する。

令和4年6月6日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- |               |                               |
|---------------|-------------------------------|
| 1 車両の種類及び数量   | 除雪トラック 1台                     |
| 2 買 収 価 格     | 43,362,000円                   |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 札幌市中央区北4条西6丁目<br>北海道市町村備荒資金組合 |

(説 明)

除雪に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の車両を買収する。

令和4年6月6日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- |               |                                   |    |
|---------------|-----------------------------------|----|
| 1 車両の種類及び数量   | 消防ポンプ自動車（CD-II型）                  | 1台 |
| 2 買 収 価 格     | 35,200,000円                       |    |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市新星町1丁目2番14号<br>株式会社北海道モリタ旭川営業所 |    |

（説 明）

消火活動に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の車両を買収する。

令和4年6月6日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- |               |                                |
|---------------|--------------------------------|
| 1 車両の種類及び数量   | 災害対応特殊救急自動車 1台                 |
| 2 買 収 価 格     | 21,179,400円                    |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市神居4条1丁目1番37号<br>旭川日産自動車株式会社 |

(説 明)

大規模災害時の救急医療等に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車オーバーホール取替キットを買収する。

令和4年6月6日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- |   |   |   |    |   |             |   |                               |
|---|---|---|----|---|-------------|---|-------------------------------|
| 1 | 数 | 量 | 1式 |   |             |   |                               |
| 2 | 買 | 収 | 価  | 格 | 31,130,000円 |   |                               |
| 3 | 契 | 約 | の  | 相 | 手           | 方 | 札幌市中央区北4条西6丁目<br>北海道市町村備荒資金組合 |

(説 明)

車両の整備に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の緊急通報システム通報機器を買収する。

令和4年6月6日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- |   |   |   |      |   |             |   |                                   |
|---|---|---|------|---|-------------|---|-----------------------------------|
| 1 | 数 | 量 | 200組 |   |             |   |                                   |
| 2 | 買 | 収 | 価    | 格 | 20,867,000円 |   |                                   |
| 3 | 契 | 約 | の    | 相 | 手           | 方 | 旭川市春光5条9丁目10番6号<br>緊急通報システム事業協同組合 |

(説 明)

一人暮らしの高齢者等の家庭における火災、急病、事故等の緊急事態に対処するために、買収しようとするものである。

## 町の区域の変更について

地方自治法第260条第1項の規定により、町の区域を次のとおり新たに画し、変更し、及び廃止する。

令和4年6月6日提出

旭川市長 今津寛介

## 1 町の区域を新たに画するもの

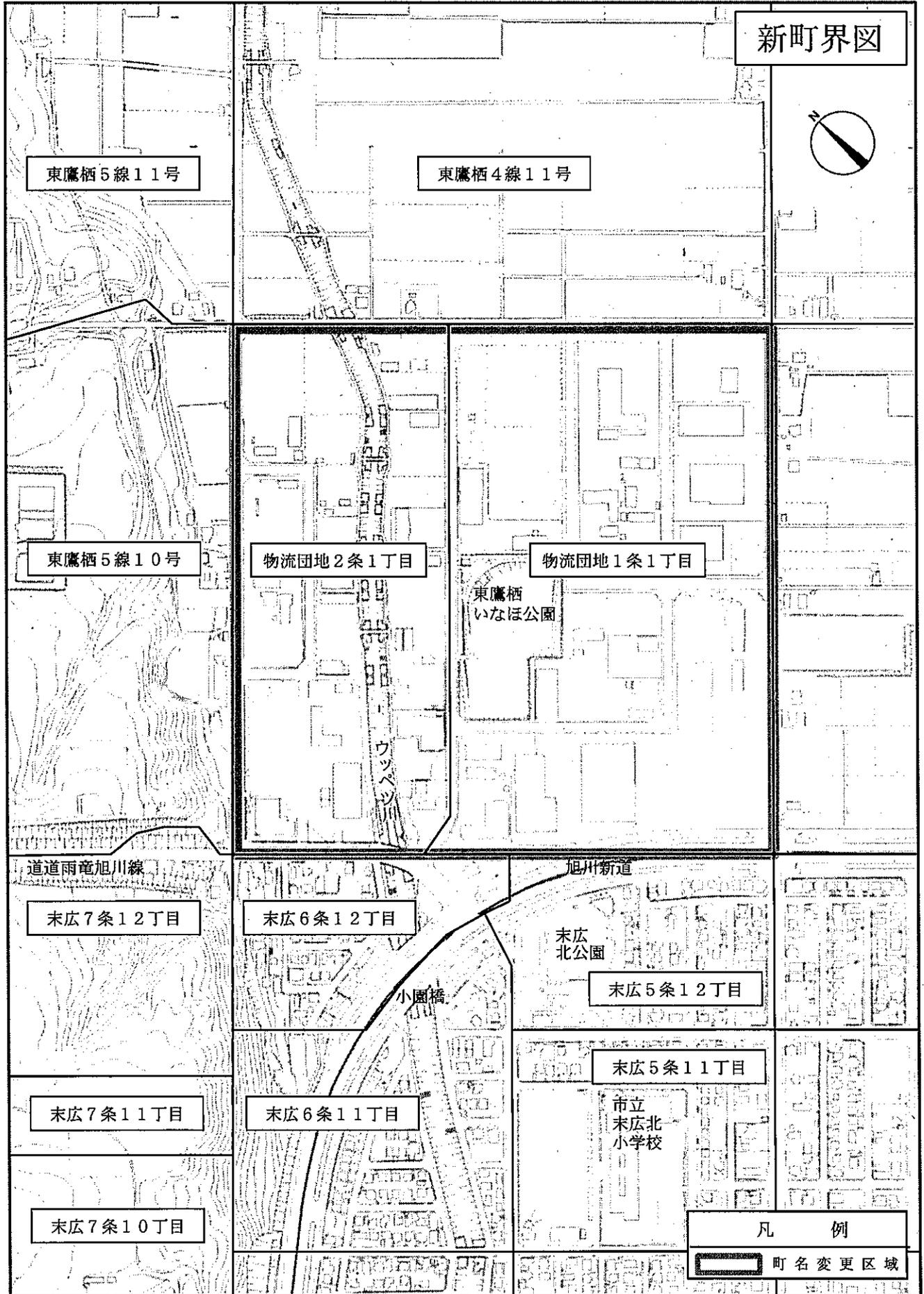
新たに画する町の 区域の名称	新たに画する町の区域	
	従来の名称	従来の区域
ぶつりゆうだんち 物流団地1条1丁目	東鷹栖4線10号	同町の一部
物流団地2条1丁目	東鷹栖4線10号	同町の一部

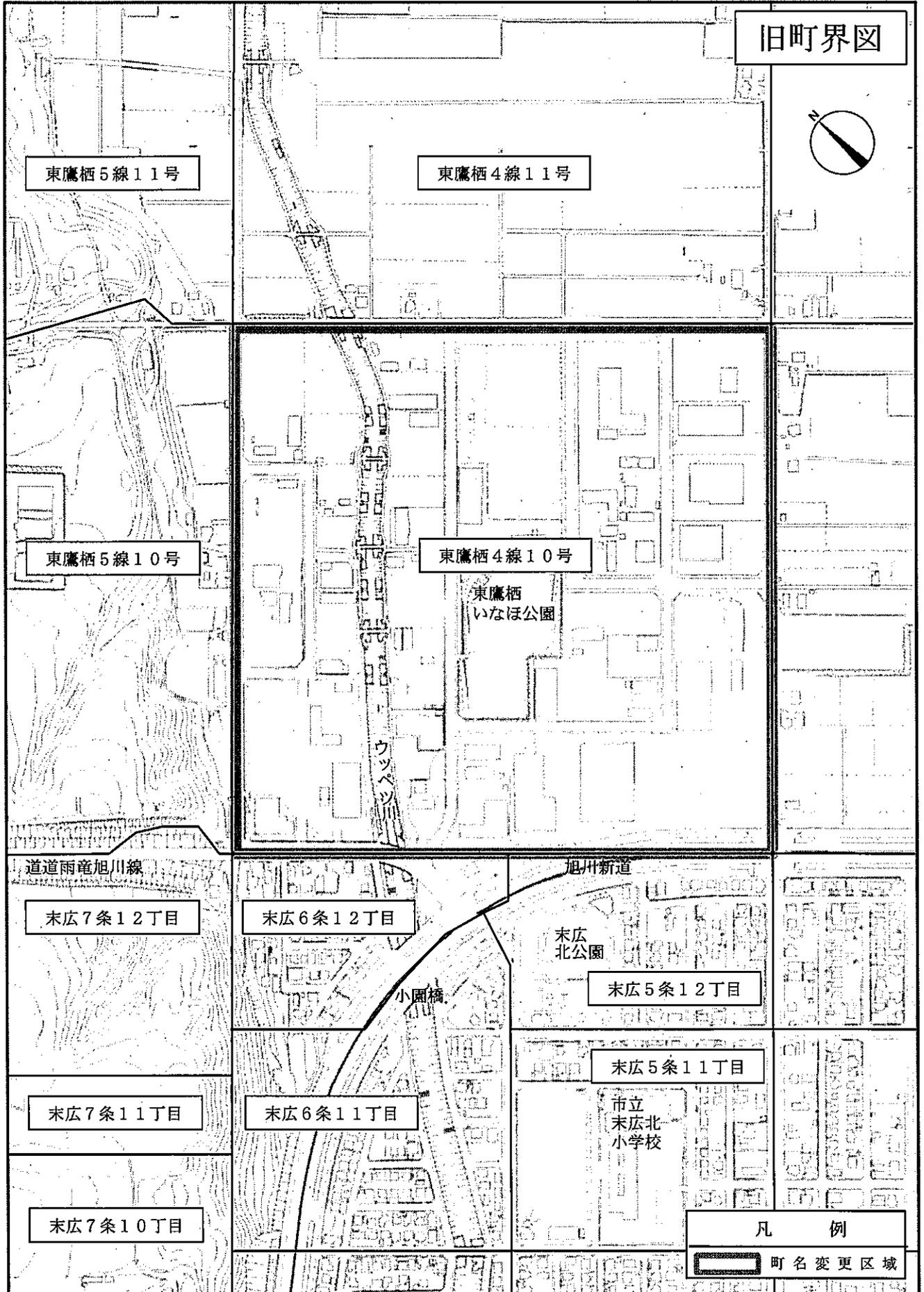
## 2 町の区域を変更するもの

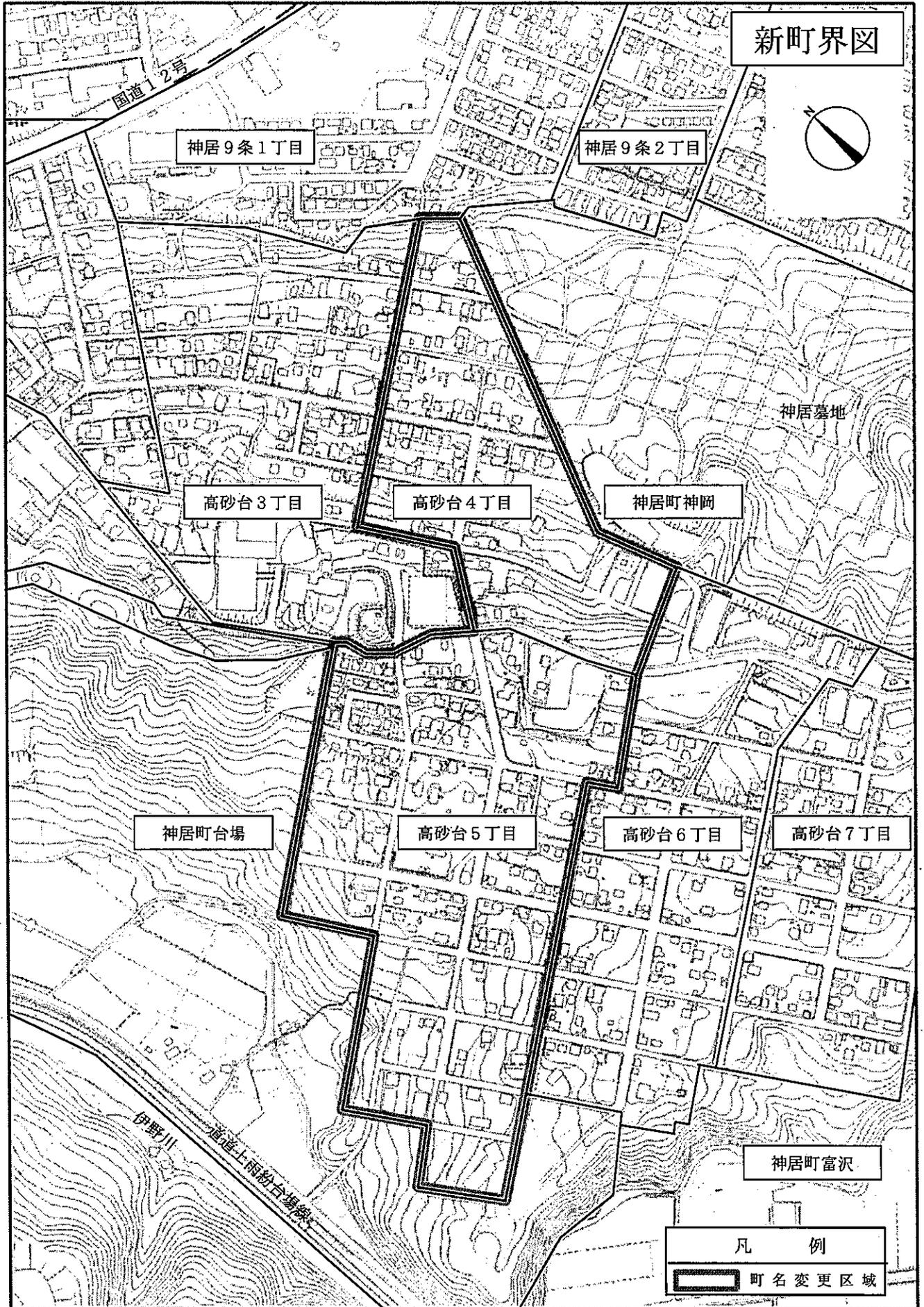
町の名称	変更する町の区域の名称	変更する町の区域
高砂台5丁目	高砂台4丁目	同町の一部
神楽岡8条1丁目	神楽岡9条1丁目	同町の一部
神楽岡9条1丁目	神楽岡10条1丁目	同町の一部

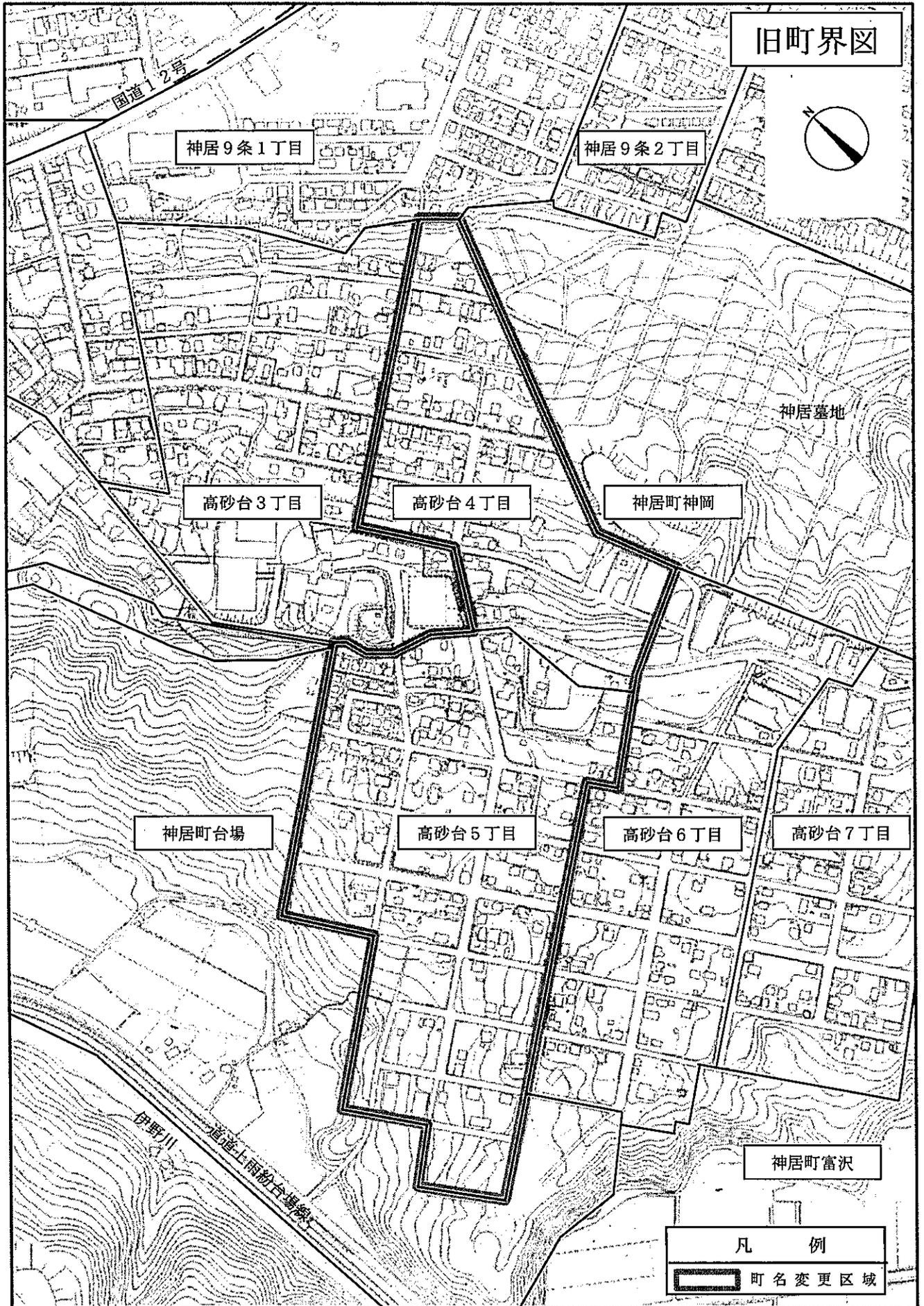
## 3 町の区域を廃止するもの

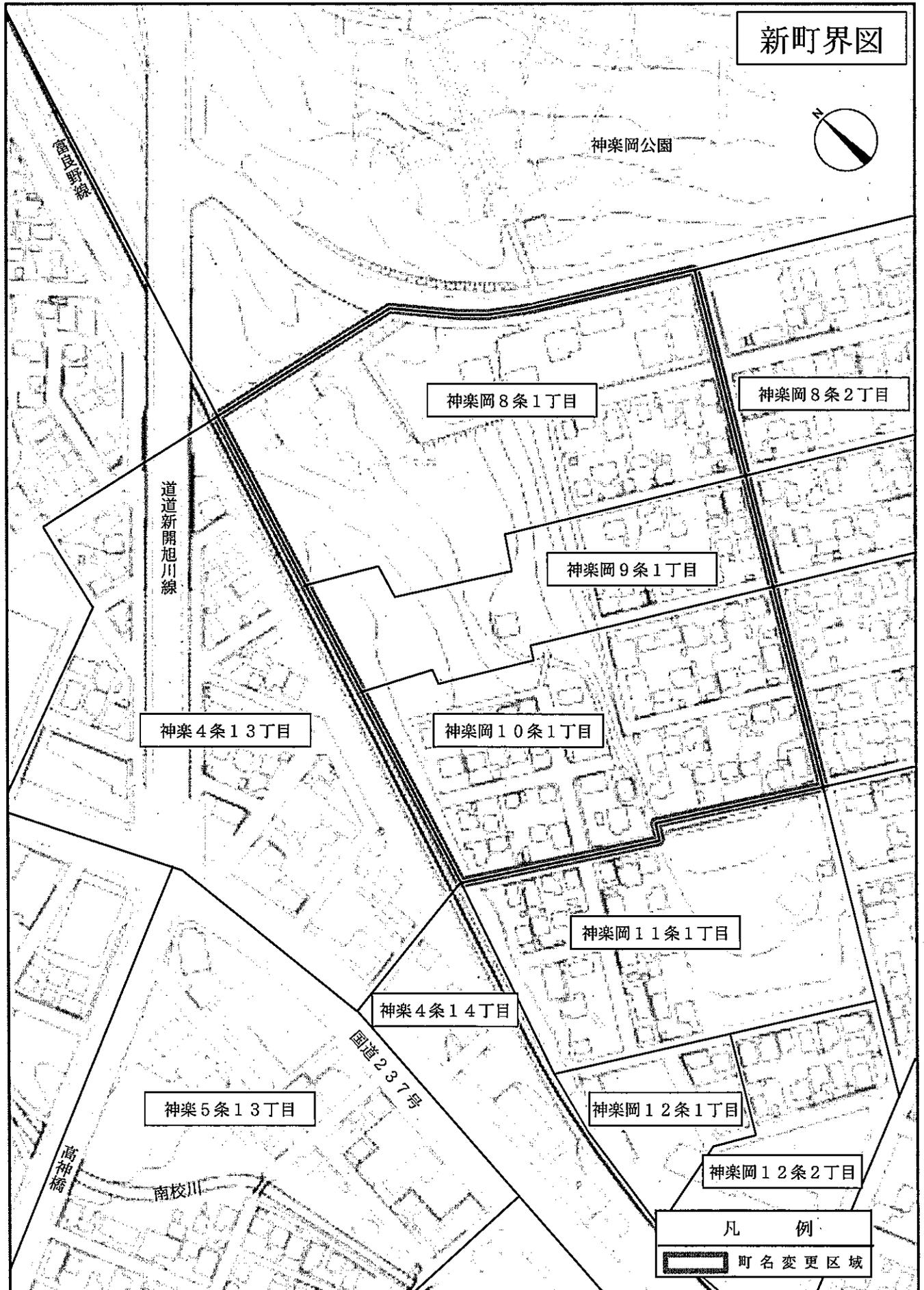
廃止する町の名称	廃止する区域
東鷹栖4線10号	同町の一部

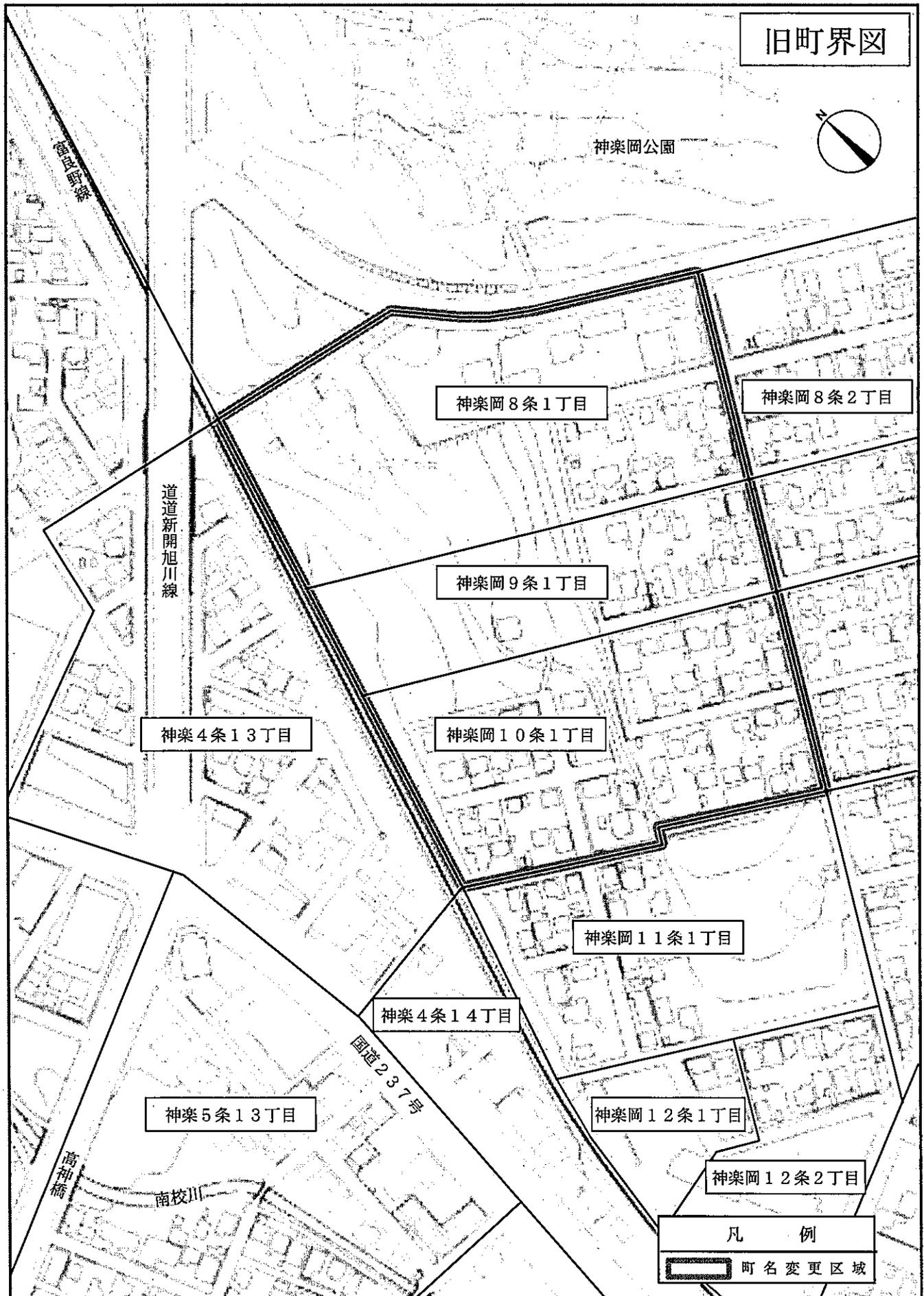












旭川市支所設置条例及び旭川市水道事業等及び下水道事業の  
設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市支所設置条例及び旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月6日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市支所設置条例及び旭川市水道事業等及び下水道事業の  
設置等に関する条例の一部を改正する条例

(旭川市支所設置条例の一部改正)

第1条 旭川市支所設置条例(昭和30年旭川市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表旭川市東鷹栖支所の項中「東鷹栖,」を「物流団地各条,東鷹栖,」に改める。

(旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年旭川市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「東鷹栖東1線(19号を除く。),」を「物流団地1条及び2条,東鷹栖東1線(19号を除く。)並びに」に,「及び東神楽町行政区域」を「の地区並びに東神楽町行政区域」に改める。

第3条の5第1項中「東鷹栖4線の一部」を「物流団地1条及び2条」に,「,西神楽1線」を「並びに西神楽1線」に改める。

附 則

この条例は,地方自治法第260条第2項の規定に基づく告示に定める日から施行する。

(説 明)

町名の変更等に伴い，旭川市支所設置条例及び旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

契約の締結について

次の製造請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和4年6月6日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- |             |                                |
|-------------|--------------------------------|
| 1 業 務 名     | 新庁舎旭川家具製造業務                    |
| 2 契 約 金 額   | 175,798,700円                   |
| 3 契約の相手方    | 旭川市永山2条10丁目1番35号<br>旭川家具工業協同組合 |
| 4 契 約 の 方 法 | 随意契約                           |

損害賠償の額を定めることについて

令和4年4月4日旭川市江丹別町芳野において発生した庁用自動車による交通事故で損害を与えたために、本市が支払う損害賠償の額を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和4年6月6日提出

旭川市長 今津寛介

損害賠償の額            1,750,000円

株式会社旭川振興公社の株主総会における議決権の行使について

株式会社旭川振興公社の株主総会において、次の者を取締役及び監査役に選任するため、議決権を行使する。

令和4年6月6日提出

旭川市長 今津寛介

取 締 役 中 村 寧

〃 菅 野 直 行

〃 河 内 忠 幸

監 査 役 熊 谷 好 規

事務の委託に関する協議について

地方自治法第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定により、行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき上川中部福祉事務組合が設置すべき機関の設置及び運営に関する事務の委託を受けるため、同組合との間において次のとおり規約を定めることについて協議したいので、議会の議決を求める。

令和4年6月6日提出

旭川市長 今津寛介

上川中部福祉事務組合と旭川市との間における行政不服審査法第81条第1項の  
規定に基づく機関の設置及び運営に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲等)

第1条 上川中部福祉事務組合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づく機関の設置及び運営に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を旭川市に委託する。

(経費の負担及び予算の執行)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、上川中部福祉事務組合の負担とし、同組合は、旭川市にこれを交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、上川中部福祉事務組合管理者と旭川市長が協議して定める。この場合において、旭川市長は、委託事務に要する経費の見積りに関する書類をあらかじめ上川中部福祉事務組合管理者に提出しなければならない。

(委託事業の収支の分別)

第3条 旭川市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、旭川市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(手数料)

第4条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料の収入は、全て旭川市の収入とする。

(決算の場合の措置)

第5条 旭川市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、当該決算の委託事務に関する部分を上川中部福祉事務組合管理者に通知するものとする。

(連絡会議)

第6条 上川中部福祉事務組合管理者及び旭川市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて連絡会議を開催するものとする。

(条例等の制定又は改廃の措置)

第7条 旭川市長は、委託事務の管理及び執行について適用される旭川市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ上川中部福祉事務組合管理者に通知しなければならない。

2 旭川市長は、条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を上川中部福祉事

務組合管理者に通知しなければならない。

- 3 上川中部福祉事務組合管理者は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(委託の廃止等)

第8条 第1条の規定による委託を廃止する場合は、当該委託に係る収支は、廃止の日をもって打ち切り、旭川市長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金の処分は、上川中部福祉事務組合管理者と旭川市長が協議して定めるものとする。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、上川中部福祉事務組合管理者と旭川市長が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和4年7月1日から施行する。

(条例等の公表)

- 2 上川中部福祉事務組合管理者は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する旭川市の条例等が上川中部福祉事務組合に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

令和3年度旭川市一般会計予算の継続費繰越しの報告について

地方自治法施行令第145条第1項の規定により令和3年度分継続費繰越額について、別紙のとおり報告する。

令和4年6月6日提出

旭川市長 今津寛介

令和3年度旭川市一般会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和3年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越繰越額	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度 繰越繰越額	計				繰越金	特 定 財 源	其 他
2 総務費	1 総務管理費	庁舎整備費	13,171,100,000	2,947,200,000	1,830,800	2,949,030,800	2,942,430,000	6,600,800	6,600,800		5,900,000	700,800

令和3年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により令和3年度分繰越明許費繰越額について、別紙のとおり報告する。

令和4年6月6日提出

旭川市長 今津寛介

令和3年度旭川市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内				一般財源	
					既特定財源	未収入				その他
						国(道)支出金	地方債	特定財源		
2 総務	3 民生	住民基本台帳ネットワークシステム管理費	30,690,000	30,690,000		8,228,000			22,462,000	
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給費	7,054,813,000	1,720,344,737		1,720,344,737				
		障害者福祉施設等整備補助金	2,881,000	2,881,000		1,920,000			961,000	
3 民生	1 社会福祉	老人福祉施設等整備推進補助金	18,897,000	18,897,000		18,897,000				
		高齢者活動促進支援費	18,170,000	18,170,000		13,628,000			4,542,000	
		子育て世帯臨時特別給付金支給費	31,500,000	31,500,000		31,500,000				
7 商工	1 商工	感染症防止対策協力支援金	5,775,534,000	5,219,325,000		4,185,885,360		458,348,279		
		旭川宿泊応援事業費	82,000,000	82,000,000		61,500,000			20,500,000	
		旅行商品造成等促進事業費	30,000,000	30,000,000		22,500,000			7,500,000	
8 土木	2 道路橋りょう費	地籍調査費	16,296,000	16,296,000		12,222,000			4,074,000	
		道路橋りょう整備費	187,300,000	187,300,000		108,600,000	76,500,000		2,200,000	
		道路側溝整備費	5,100,000	5,100,000			4,500,000		600,000	
5 都市計画	5 都市計画	都市計画道路整備受託費	1,050,645,000	508,264,428				508,264,428		
		都市計画公園整備費	46,000,000	46,000,000		20,000,000	25,000,000		1,000,000	
		運動公園整備費	46,000,000	46,000,000		20,000,000	25,000,000		1,000,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既 特 定 財 源 入	未 収 入	財 源 入			財 源
							国(道)支出金	地方債		
9 消 防 費	1 消 防 費	消費防庁舎整備費	23,000,000	22,976,000		20,200,000		2,776,000		
		2 小 学 校 費	19,020,000	19,020,000	3,323,000	12,800,000		2,897,000		
10 教 育 費		学校感染症対策・教育活動費	59,400,000	59,400,000	29,700,000			29,700,000		
		学校施設大規模改修費	631,360,000	631,174,400	161,541,000	468,900,000		733,400		
		東栄小学校増改築費	253,500,000	253,500,000	20,000,000	233,500,000				
		千代田小学校増改築費	1,774,485,000	1,774,485,000	492,745,000	1,281,600,000		140,000		
		豊岡小学校増改築費	279,628,000	279,628,000	41,745,000	237,500,000		383,000		
		3 中 学 校 費	学校感染症対策・教育活動費	29,700,000	29,700,000	14,850,000			14,850,000	
		学校施設大規模改修費	113,440,000	113,393,600	18,883,000	94,300,000		210,600		

令和3年度旭川市一般会計予算の事故繰越しの報告について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により令和3年度分事故繰越額について、別紙のとおり報告する。

令和4年6月6日提出

旭川市長 今津寛介

令和3年度旭川市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	支出負担 執行額	左の内訳		支出負担執行額 繰越額	既 特	左の財源内訳				明 説	
				支出 済額	支出未済額			収入 源	未収入				一般財源
									国(道)支出金	地方債	その他		
2 総務費	1 総務管理費	ブロードバンド整備費	189,000,000	189,000,000	189,000,000	189,000,000		189,000,000				補助事業が完了せず、年度内に補助金の執行ができなかったため。	

令和3年度旭川市水道事業会計予算の予算繰越しの報告について

地方公営企業法第26条第3項の規定により令和3年度分予算繰越額について、別紙のとおり報告する。

令和4年6月6日提出

旭川市長 今津寛介

# 令和3年度旭川市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に 係る繰越要する 購入額	説明
						企業債	内部留保資金			
1	建設改良費	浄水施設工事	1,014,957,000	773,907,201	15,006,000	15,000,000	6,000	226,043,799		契約期間内に工事が完了しなかったため。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に 係る繰越要する 購入額	説明
						受託事業収益				
1	営業外費用	受託事業費	4,249,000	1,971,953	24,241	24,241	24,241	2,252,806		契約期間内に工事が完了しなかったため。

(単位 円)

(単位 円)

令和3年度旭川市下水道事業会計予算の予算繰越しの報告について

地方公営企業法第26条第3項の規定により令和3年度分予算繰越額について、別紙のとおり報告する。

令和4年6月6日提出

旭川市長 今津寛介



令和3年度旭川市病院事業会計予算の予算繰越しの報告について

地方公営企業法第26条第3項の規定により令和3年度分予算繰越額について、別紙のとおり報告する。

令和4年6月6日提出

旭川市長 今津寛介

# 令和3年度旭川市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る購入額に要する限度額	説明
						企業債	道補助金			
資本的支出	建設改良費	構内電話交換機設備更新工事	104,500,000	0	104,500,000	104,500,000	0	0		契約期間内に工事が完了しなかったため。
		化学発光免疫測定統合装置	19,800,000	0	19,800,000	0	19,800,000	0		契約期間内に装置が納入されなかったため。

専決処分の報告について

緊急施行を要した令和4年度旭川市一般会計補正予算を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年4月27日に別紙専決処分書のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年6月6日提出

旭川市長 今津寛介



専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度旭川市の一般会計補正予算を次のとおり定めることを専決処分する。

令和4年4月27日

旭川市長 今 津 寛 介 印

## 令和4年度旭川市一般会計補正予算（専決第1号）

令和4年度旭川市の一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ822,324千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166,972,335千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
（歳入）

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		37,485,351	135,300	37,620,651
	1 国庫負担金	30,842,373	120,938	30,963,311
18 道支支出金	2 国庫補助金	6,404,697	14,362	6,419,059
		12,032,433	566,081	12,598,514
21 繰入金	2 道補助金	2,489,369	566,081	3,055,450
		3,941,575	120,943	4,062,518
	1 基金繰入金	3,801,611	120,943	3,922,554
歳入	合計	166,150,011	822,324	166,972,335

（単位：千円）

（歳出）	款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費			11,388,657	822,324	12,210,981
	1 保健衛生費		4,918,814	822,324	5,741,138
歳出	合計		166,150,011	822,324	166,972,335

（単位：千円）

令和4年度旭川市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)	款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
							区分	金額	
17			国庫支出金	37,485,351	135,300	37,620,651			
1			国庫負担金	30,842,373	120,938	30,963,311			
2			衛生費国庫負担金	753,560	120,938	874,498	3	感染症予防対策負担金	120,938
2			国庫補助金	6,404,697	14,362	6,419,059			
1			総務費国庫補助金	794,430	14,362	808,792	3	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	14,362
18			道支出金	12,032,433	566,081	12,598,514			
2			道補助金	2,489,369	566,081	3,055,450			
3			衛生費道補助金	477,916	566,081	1,043,997	7	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	566,081
21			繰入金	3,941,575	120,943	4,062,518			
1			基金繰入金	3,801,611	120,943	3,922,554			
1			財政調整基金繰入金	1,349,240	120,943	1,470,183	1	財政調整基金繰入金	120,943
			歳入合計	166,150,011	822,324	166,972,335			

(歳入)

(単位：千円)

(単位：千円)

(歳出)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区分	金額		
4	1	衛生費	11,388,657	822,324	12,210,981	701,381	120,943				
		保健衛生費	4,918,814	822,324	5,741,138	701,381	120,943				
		2 予防費	2,994,282	822,324	3,816,606	国庫支出金 135,300 道支出金 566,081	120,943				
								1 報酬 10 需用 11 役務 12 委託 13 使用料及び 賃借料	467 7,539 10,731 800,669 2,918	新型コロナウイルス感染症対策費 257,216 新型コロナウイルス感染症軽症者 等支援事業費 565,108	
歳出合計			166,150,011	822,324	166,972,335	701,381	120,943				

給 与 費 明 細 書  
一 般 會 計

一般職  
(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)		
補 正 後	[1,647] 2,668	(1,626,331) 1,767,615	(879,293) 9,342,999	(393,331) 6,336,813	(2,898,955) 17,447,427	(2,913,512) 20,954,650 ( )は、公共事業費等計上額で内数である。
補 正 前	[1,647] 2,668	(1,625,864) 1,767,148	(879,293) 9,342,999	(393,331) 6,336,813	(2,898,488) 17,446,960	(2,913,045) 20,954,183 ( )は、公共事業費等計上額で内数である。
比 較	[0] 0	(467) 467	(0) 0	(0) 0	(467) 467	(467) 467

[ ]は、再任用短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外数である。

区 分	扶 養 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
補 正 後		246,003	(277,861) 2,100,975			(87,081) 667,376	(833) 159,450		(5,534) 87,553
補 正 前		246,003	(277,861) 2,100,975			(87,081) 667,376	(833) 159,450		(5,534) 87,553
比 較		0	(0) 0			(0) 0	(0) 0		(0) 0
職 員 手 当 等 の 内 訳									
補 正 後		(21,074) 139,128	480	(948) 4,021		190,309	4,152	10,154	156,240
補 正 前		(21,074) 139,128	480	(948) 4,021		190,309	4,152	10,154	156,240
比 較		(0) 0	0	(0) 0		0	0	0	0

